

年末年始の業務案内

12月29日～来年1月3日は一部業務を除いて休業

- 12月28日～1月4日に休業…各ギャラリー、市民会館
なるお文化・フレンテ・プレラホール
 - 12月29日～1月3日に休業…甲東・山口・勤労会館ホール
 - 12月29日～1月4日に休業…平和資料館、市立郷土資料館、名塩和紙学習館
- ※記載のない施設等については、直接お問い合わせください

令和3年(2021年)12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和4年(2022年)1月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

※ ■は日曜または祝日

葬祭・墓地

葬儀 1月1日は休業。それ以外の日は平常どおり業務を行います。なお、申込受付は休業なしで毎日行います。受付時間は午前6時～午後11時。問合せは葬祭事務所(0798・72・4996)へ。

火葬業務 1月1・3日は休業。それ以外の日は平常どおり業務を行います。なお、申込受付は休業なしで毎日行います。受付時間は午前9時～午後5時半。問合せは満池谷火葬場(0798・72・2340)へ。

満池谷納骨堂 1月1・3日は休業。それ以外の日は平常どおり業務を行います。問合せは満池谷墓地管理事務所(0798・74・4199)へ。

お墓参り 墓所内は清掃など適正な管理を。ペットは放さず、ふんは持ち帰ってください。上鳴尾・上田・中津墓地に駐車場はありません。公共交通機関のご利用を。問合せは斎園管理課(0798・35・3306)へ。

図書館 (HP) 50578269

図書館・分室・西宮浜義務教育学校図書館は12月29日～1月4日に休館。詳しくは各館・分室へ問合せを。



《休館中の本の返却は返却ポストへ》

休館中の本の返却は返却ポストへ(CDの返却は不可)。返却ポストの利用可能日時が通常と異なり、返却できない日があります。詳しくは市のホームページで確認を。

芦乃湯

12月30日は午後3時～9時。31日、1月1日は休業。2・3日は午前8時～正午、4日は午後2時～8時。問合せは人権平和推進課(0798・35・3318)へ。

水道

休業期間中の急を要する漏水修繕や水道の使用などに関する問合せは、上下水道局宿直室(0798・32・2271、0798・32・2272)へ。

市民生活相談 (HP) 13867746

市民相談課(市役所本庁舎1階)では、市民生活相談として各種相談を行っています。年末年始の日程は下表のとおりです(希望者多数により受付できない場合あり)。相談無料。



市外局番は<<0798>>

種別	最終日(12月)	開始日(1月)	曜日・時間	問合せ
法律相談(要予約)	27日	5日	月・水・金曜の午後1時～4時	市民相談課 (35・3100)
家事相談(予約優先)	22日	12日	月・水曜の午前9時半～正午	
交通事故相談	28日	5日	月曜～金曜の午前9時～正午、午後1時～3時	
公正証書相談	15日	5日	第1・3水曜の午後1時～4時(受付は3時半まで)	
国・県の行政相談	22日	12日	第2・4水曜の午後1時～4時	すまいづくり 推進課 (35・3778)
登記・境界相談	16日	6日	第1・3木曜の午後1時～4時	
建築・リフォーム相談	22日	5日	水曜の午前10時～正午	
不動産相談	23日	6日	木曜の午前9時半～正午	
すみかえサポート相談(要予約)	16日	6日	第1・3・5木曜の午前9時半～正午	人権平和推進課 (35・3320)
空き家相談	17日	21日	第3金曜の午前9時半～正午	
マンション管理相談	24日	7日	金曜の午前9時半～正午	
人権困りごと相談	16日	6日	第1・3木曜の午後1時～4時(受付は3時半まで)	

水道管凍結の注意点

問 上下水道局電話受付センター
(0798・32・2201、0797・61・1703、078・904・2481)

むき出しの水道管 保温材(毛布・布で代用可)を巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて保温材がぬれないようにする。メーターボックス内を発泡スチロールで覆うことも有効

凍って水が出ない 自然に解けるのを待つ。または凍結した箇所の蛇口を開け、タオルをかぶせた上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かす ※急に熱湯をかけると破裂する恐れあり

水道管の破裂 止水栓を閉めて水を止め、上下水道局が最寄りの上下水道局指定の給水装置工事業者に修繕の申込を

利用者の負担を軽減

高額医療・高額介護合算制度

高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。医療費・介護サービス費の1年間の自己負担額を世帯単位で合計し、限度額を超えた金額を支給します。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(年額)

◆被用者保険(勤め先の健康保険)または国民健康保険に加入している70歳～74歳の人	所得区分	限度額
	現役並み所得Ⅲ	212万円
現役並み所得Ⅱ	141万円	
現役並み所得Ⅰ	67万円	
◆後期高齢者医療制度に加入している人	一般	56万円
	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

◆被用者保険(勤め先の健康保険)または国民健康保険に加入している70歳未満の人	所得区分(収入の目安)	限度額
	年収約1160万円～	212万円
	年収約770万円～1160万円	141万円
	年収約370万円～770万円	67万円
	～年収約370万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円	

支給を受けるには…

計算期間〔令和2年(2020年)8月1日～令和3年(2021年)7月31日〕の最終日に加入していた医療保険、または介護保険に対して申請が必要です。計算期間を通じて本市の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入していた対象者には、申請書を送付します。上記以外の方は、計算期間中に加入していた医療保険・介護保険へお問い合わせください。

【申請書発送時期】

- ▶国民健康保険の人…来年1月以降
- ▶後期高齢者医療制度の人…来年3月以降

⚠ 注意点

- ・世帯内で異なる医療保険に加入している場合は、合算の対象外
- ・医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護(予防)サービス費、高額介護予防サービス費相当事業費として支給された金額は、合算の対象外
- ・申請期間は、計算期間の最終日の翌日から2年間
- ・各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションでは受付できません

問合せ	高額介護合算療養費の支給申請について	国民健康保険の人……………国民健康保険課(0798・35・3120) 後期高齢者医療制度の人…高齢者医療保険課(0798・35・3154)	高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給申請、介護保険の自己負担額証明書について	介護保険課(0798・35・3048)
-----	--------------------	--	---	---------------------